**「職場iDeCo・つみたてNISA」 に係る運営管理機関等の申出書**

（別紙）

厚生労働省大臣官房会計課福利厚生室　ご担当者様

株式会社○○は、厚生労働省本省の「職場iDeCo・つみたてNISA」に関して、下記のとおり申し出ます。

１．参加する制度

株式会社○○は、以下の制度で参加します。

（該当するいずれかの選択肢に「○」を記載）

（１）　iDeCo、つみたてNISA

（２）　iDeCo

（３）　つみたてNISA

２．確認事項

株式会社○○は、以下の事項を確認します。

（１）厚生労働省本省職員（以下「職員」という。）に対して、iDeCoの投資教育又はつみたてNISAの金融・投資教育を提供すること

（２）顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること

３．役務の提供

（１）株式会社○○は、以下の役務を提供します。

① 厚生労働省本省に対する、iDeCoの加入申出又はつみたてNISAの口座開設等に関するウェブページのURLの提供

② 厚生労働省本省に対するiDeCoの加入申出書類又はつみたてNISAの口座開設書類等の提供

③ 厚生労働省本省に対する取扱店舗、担当者名等の通知

④ 職員に対するiDeCoの投資教育又はつみたてNISAの金融・投資教育（以下「投資教育等」という。）の提供

（２）株式会社○○は、厚生労働省本省の要請を受けて、（１）④の投資教育等を提供することとし、WEBサービスや対面によるセミナー形式等で実施します。

（３）（２）のセミナー形式の詳細については、別途、厚生労働省本省と協議の上、決　定します。

（４）職員が、株式会社○○に開設した証券取引口座において行う投資については、株式会社○○の定める証券取引約款の規定によることとします。

４．事務の取扱い

本申出書に基づく事務の取扱いの円滑を図るため、株式会社○○は厚生労働省本省に対して、事務担当窓口を報告し、変更がある場合は通知します。

５．有効期間

（１）本申出書の有効期間は、申出の日から１年間とし、期間満了の１ヶ月前までに株式会社○○から何らの意思表示がない場合は、さらに１年間、本申出に基づく事務を継続するものであることに同意します。

（２）（１）の規定に関わらず、株式会社○○に次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、即時に本申出書に基づく事務が終了することになっても異議ありません。

①　支払の停止、手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立があった場合

② 差押、仮差押又は滞納処分に係る命令又は通知が発せられた場合

③ 官公庁から業務停止処分を受けた場合

④ 前各号のほか、本申出書に基づく事務を継続し難い重大な事由を生じさせた場合

６．規定外事項および疑義等の協議

本申出書に定めのない事項および厚生労働省本省と株式会社○○との間に疑義または紛争が生じた事項については、そのつど両者間の協議により解決することとします。

７．役務の提供開始

　　３．（１）に定める役務の提供は、2018年　　月　　日から開始します。

2018年 月 日

住 所

名 称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印